

議第60号

京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市図書館条例の一部を改正する条例

京都市図書館条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

図書館協議会の委員の任命の基準を定める必要があるので提案する。